

箕輪町医療施設等整備補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町が公募する診療科を行うにあたり、町内に診療所や病院（以下「医療施設等」という。）を新規に開設、若しくは、既存医療施設等の拡張を行う医師又は医療法人の代表者（以下「医師等」という。）に対して、医療施設等の整備に要する経費の一部を予算の範囲内において補助金を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療施設等 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所（医業を行う場所に限る。）及び医療法第1条の5第1項に規定する病院（医業を行う場所に限る。）をいう。
- (2) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）第6条第2項に規定する医師免許証を交付された者をいう。
- (3) 医療法人等 医療法第39条第2項に規定する医療法人その他営利を目的としない法人をいう。

(補助の対象者)

第3条 この補助金を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 町が公募する診療科であること。
- (2) 町内に医療施設等を開設、若しくは、既存医療施設等を拡張し、継続して5年以上診療を実施する見込みがあること。
- (3) 町に住所を有し、又は診療開始までに有する見込みの者。
- (4) 町が実施する医療、保健、福祉事業に協力すること。
- (5) 箕輪町医師会に加入し、地域医療に積極的に貢献すること。
- (6) 箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金交付規則（平成30年箕輪町規則第12号）に該当しないこと。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、医療施設等の開設に直接必要な経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 建物建築費、建物購入費、建物改修費及び医療機器購入費
- (2) その他町長が必要と認めた経費

(補助金の額及び交付回数)

第5条 補助金の額は、前条の補助金の対象経費の総額の5分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、新設の場合は上限を3,000万円、既存施設改修の場合は上限を1,500万円とし、

交付回数は1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、医師である場合(以下「補助申請医師」という。)医療法人等である場合(以下「補助申請医療法人等」という。)、又は助産師である場合に依りて、箕輪町医療施設等整備補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助申請医師の医師免許証の写し、補助申請医療法人等においては当該補助申請医療法人等において勤務する医師の医師免許証の写し

(2) 補助申請医師又は勤務する医師の履歴書の写し

(3) 事業計画書(様式第2号)

(4) 収支予算書

(5) 補助金の対象経費に係る見積書

(6) 医療法人等にあつては、法人の登記事項証明書(履歴事項証明書に限る。)
及び定款の写し

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の書類の提出があつたときは、これを審査し適当と認めるものについては、交付を決定し申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請等)

第8条 前条の規定により交付決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請内容を変更しようとするときは、箕輪町医療施設等整備補助金交付変更(取下げ)申請書(様式第3号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業変更計画書(様式第4号)

(2) 変更内容が確認できる書類

2 交付決定者は、当該申請を取下げようとするときは、前項の申請書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前2項の申請書の提出があつたときは、申請書の内容審査その他必要な審査を行い、変更又は取下げの承認又は不承認を決定し、交付決定者に通知するものとする。

(補助の実績報告)

第9条 交付決定者は、医療施設等の整備が完了したときは、速やかに箕輪町医療施設等整備補助金実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 医療施設等の開設許可書の写し

(2) 医療施設等の登記事項証明書(謄本)

(3) 土地家屋の賃貸料が発生する場合は、賃貸借契約書の写し

(4) 事業実績書(様式第6号)

(5) 経費明細書

(6) 経費の支出が確認できる書類の写し

(補助金の交付の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに現地調査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による確定通知書を受けた交付決定者は、箕輪町医療施設等整備補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が箕輪町補助金等交付規則第15条及び次の各号に該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 医療施設等の開設予定日の翌日から1年以上医療施設等の業務を開始しないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が取消しを必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が前条又は次の各号に該当すると認められるときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めてその返還を求めるものとする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りではない。

(1) 医療施設等の開設日から5年未満で医療施設等の業務を廃止したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が返還を必要と認めたとき。

2 前項第1号の規定に該当したときの補助金を返還させる額は、医療施設等の開設期間に応じて、補助金額に次の表の返還率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

開設期間	返還率
5年以上	—
4年以上5年未満	5分の1
3年以上4年未満	5分の2
2年以上3年未満	5分の3
1年以上2年未満	5分の4
1年未満	5分の5

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。